

年金

...そこが知りたい



住民課戸籍年金係 ☎ 74-3002

国民年金保険料の追納制度をご存知ですか？

国 国民年金には、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の全額又は一部が免除される「申請免除制度」や障害基礎年金を受けている方などが該当する「法定免除制度」があります。

受け取る年金額は保険料を全額納付した場合より少なくなります。このため、これらの期間は10年以内（例えば、平成22年2月分は平成32年2月末まで）であれば、あとから保険料を納付すること（追納）ができるようになっており、将来、受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

また、若年層（20歳代）の方を対象として保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」や学生の方を対象とした「学生納付特例制度」もあります。これらの保険料免除や納付猶予などを受けた期間については、年金を受け取るために必要な受給資格期間に導入されませんが、

詳しくは、室蘭年金事務所（お客様相談室）☎0143501004へ。

ふれあい交流会活動20周年

ボランティアの皆さんに感謝状贈呈

社会福祉協議会が主催するふれあい交流会が20周年を迎え、12月10日洞爺湖温泉のホテルで、感謝状贈呈式が行われました。

同会は、高齢者同士の交流と健康で生きがいのある暮らしを目的にして続けられてきたもので、それを支えてくれた送迎や食事のボランティアの皆さんに感謝状が贈られました。

当日は、対象者38人の内10年以上続けられた方10人と5年以上の方9人の合わせて19人が出席し、菅原康次会長から一人ひとりに感謝状が手渡されました。



ボランティアの皆さんによる食事づくり

わたしのうた

短歌【あぶた短歌会】十二月定例会より

野の草のにはいもなくて風さむし

わがアンニユイの冬に入りゆく

遠つ嶺の向かふに今し落ちむとす

夕日に遇ひしを至福となせり

松の上につつすら初雪ふりつもり

根もとの土もかぐわしき今朝

初雪のとけし路辺に一輪の

蒲公英咲きをり丈低きまま

洞爺湖は白き波たてあれ狂ひ

浮世の憂さをふき払ふこと

老いし吾福祉の力にたよる今

ゆく年しのび寝つけぬひととき

吹雪くなかふくらずが群れをなし

カリンの実のご木にとまりをり

赤塚 瑛子

山木 孝

大西 芳子

北島 加代

太田 智

室田 晃慶

元田 フジ子

俳句【あぶた俳句会】十二月定例会より

客告げる犬居て菊の美容院

測量の杭打たれたる枯野かな

門松を整へ農の佇すまひ

住み慣れし家に眩しき松飾り

去年今年海老蔵思わぬ大歌舞伎

輪飾りを付けて新車はかしこまり

矢野 知子

井村 育子

菅原 敏子

小笠原 勇

三瓶 修

那須 伶子